

1. 水辺周辺活用事業(農業用水)とは

本市では、川口市第5次総合計画(H28.4)の基本構想で、めざすべき姿の1つに「都市と自然が調和した人と環境にやさしいまち」を掲げ、「豊かな水と緑に親しめる空間の創出」を施策に位置付けている。

また、第2次川口市緑の基本計画(H31.4)において、「見沼代用水」は荒川、芝川などとともに「水のネットワーク」を形成する「水の骨格」と位置付けている。

見沼代用水及び沿線の遊歩道は、市民や来訪者がウォーキングやサイクリングを楽しみ、自然を身近に感じ、自然とふれあう場として欠かせない施設となっているが、経年変化等により水辺環境に親しむ市民活動に支障が生じている箇所が散見される状況となっている。

水辺周辺活用事業とは、水辺空間の環境整備等を実施し、利用者の安全や安心の向上を図り、市農業のPRを行い、県・近隣市と連携し持続的な維持管理に取り組むことで、世界かんがい遺産である見沼代用水と、沿線の遊歩道について、より一層の愛着と誇りをもってもらうとともに、利用者の増加を目指すものである。

取組のイメージ図



■見沼代用水及び沿線の遊歩道について、利用者に、安心・安全にウォーキングやサイクリングを楽しんでもらい、自然を身近に感じ、自然とふれあう場として保全されるよう環境を整備する。

■隣接する市と連携し、安全・安心に利用できるよう利便性を向上していく。

計画等の位置付け

■川口市第5次総合計画(H28.4)の基本構想で、めざすべき姿の1つに「都市と自然が調和した人と環境にやさしいまち」を掲げ、「豊かな水と緑に親しめる空間の創出」を施策に位置付けている。

■第2次川口市緑の基本計画(H31.4)において、「見沼代用水」は荒川、芝川などとともに「水のネットワーク」を形成する「水の骨格」と位置付けている。

事業の目標

■見沼代用水沿線遊歩道の安全環境の向上
市民や来訪者の方々に、より安全・安心に利用してもらえる施設環境の向上を目指す。

■日常利用者の増加
見沼代用水の沿線遊歩道は、ウォーキング等で日常利用されており、環境整備をして利用者の増加を目指す。

■市民意識調査の向上
市民意識調査の「豊かな水と緑に親しめる場所があるまち」において、そう感じる・やや感じる人の割合の増加を目指す。

2.市内農業用水の状況

位置図



用水路の状況

【見沼代用水】

■市内の見沼代用水(東縁)は、延長約11km

■用水路の特徴

- ・農業用水の他、水路沿いに降った地表面の雨水が集まり流れている。
 - ・水路沿いの遊歩道は、県による緑のヘルシーロード整備事業(S62～H2)、市(旧鳩ヶ谷市含む)による水と緑のプロムナード21整備事業(S63～H11)、川のまるごと再生プロジェクト(見沼代用水東縁地区)(H25～27)等で整備されており、ウォーキングやサイクリングで多くの市民や来訪者が利用している。
- また、地域住民の生活においてなくてはならない通路となっている。

まちの状況

■地域資源

本市は、県の南端に位置しており、東京都のほか戸田市、蕨市、さいたま市、越谷市、草加市に接しており、市域の大部分が都心から10～20km 圏内に含まれている。

市域の南側を荒川、中央を芝川、東側を綾瀬川がそれぞれ流れる低地と、北東部に位置する安行台地に大きく分けられ、この低地と台地との縁辺部には、見沼代用水などの水路が流れ、本市の地形の特徴の一部となっている。また、さいたま市から本市北部の一部にかかる見沼田んぼと、その東西の縁を流れて本市域に至る見沼代用水などの用水沿いには、連続した斜面林が多く残り、本市の特徴的な景観を形成している。

■課題

本市に集客や交流を生み出すため、地域資源の活用を図り、「来て・見て・触れて」もらうための環境整備を行い、本市の魅力を市内外に発信して、多くの人々が行き交い、まち全体がさらに活性化する取り組みが必要となっている。